

## 新旧対照表

関税法基本通達

新	旧
<p>第 6 章 通關</p> <p>第 1 節 一般輸出通關</p> <p>(輸出貨物の検査)</p> <p>67 - 1 - 7 輸出貨物の検査については、次による。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 輸出貨物の検査区分は、現場検査、本船検査、ふ中検査、検査場検査、委任検査の<u>5種類</u>とし、それぞれの取扱いは、次による。</p> <p>イ～ニ (省略)</p> <p><u>ホ 委任検査は、貨物の蔵置場所等を勘案し、一部の貨物についてその現品検査を保税担当職員に委任して行う。この場合、通關担当の統括審査官（又はこれに代わる者）と保税担当職員との間の書類の送達は施封して行う。</u></p> <p>(3) 次の(1)又は(II)に掲げる場合に該当するときは、便宜、輸出申告の前に検査を行うことができるものとする（以下この項においてこの検査を「事前検査」という。） また、事前検査を行った貨物について輸出申告が行われた場合には、その申告に係る貨物の検査は、輸出者等を勘案し、必要に応じ行うものとする。</p> <p>(1) <u>再包装が困難な貨物等（例えば、プラント貨物、美術品等）で仕入書、包装明細書、サーベイヤリスト等により検査が可能と認められる場合</u></p> <p>(II) <u>コンテナー扱い（後記 67 - 1 - 20 に規定するコンテナー扱いをいう。）が認められた貨物について、輸出申告の予備申告書（「予備審査制について」（平成 12 年 3 月 31 日蔵関第 251 号）に基づく予備申告書をいう。）が税關に提出され、当該貨物を税關が指定する検査場に搬入できる場合</u></p> <p>(4) (省略)</p> <p>(5) (省略)</p> <p>67 - 1 - 8 ~ 67 - 1 - 19 (省略)</p>	<p>第 6 章 通關</p> <p>第 1 節 一般輸出通關</p> <p>(輸出貨物の検査)</p> <p>67 - 1 - 7 輸出貨物の検査については、次による。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 輸出貨物の検査区分は、現場検査、本船検査、ふ中検査、検査場検査、<u>事前検査</u>、委任検査の<u>6種類</u>とし、それぞれの取扱いは、次による。</p> <p>イ～ニ (同左)</p> <p><u>ホ 事前検査は、再包装が困難な貨物等（プラント貨物、美術品等）で仕入書、包装明細書、サーベイヤリスト、他法令関係書類等により検査が可能と認められる場合で、輸出申告書を税關に提出する以前に申告予定者等の申出に基づき、税關が必要と認めたときに行う。</u></p> <p>△ 委任検査は、貨物の蔵置場所等を勘案し、一部の貨物についてその現品検査を保税担当職員に委任して行う。この場合、通關担当の統括審査官（又はこれに代わる者）と保税担当職員との間の書類の送達は施封して行う。</p> <p>(3) (同左)</p> <p>(4) (同左)</p> <p>67 - 1 - 8 ~ 67 - 1 - 19 (同左)</p>

新旧対照表

新	旧
<p>(輸出貨物のコンテナー扱い)</p> <p>67 - 1 - 20 コンテナーを利用して輸出（積戻しを含む。以下この項において同じ。）される貨物をコンテナーに詰めたまま輸出申告し、許可を受ける場合の取扱い（以下この項において「コンテナー扱い」という。）は、次による。</p> <p><u>(1) コンテナー扱いを認める条件</u></p> <p>コンテナー扱いは、次に掲げる各条件を充たす貨物で、検査を実施する場合に支障がないものについて認めるものとする。</p> <p><u>1 輸出者が次のいずれにも該当していないこと。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 過去3年間に輸出に関し関税に関する法令の規定に違反して処罰されたこと。</li> <li>— 過去1年間に税關の審査・検査により、輸出に関し関税に関する法令に従っていないことが発見されたこと（例えば、申告外物品が発見された場合）又は関税に関する法令に従っていないおそれがあると税關に指摘され申告の撤回したこと（例えば、他法令の許可・承認等を必要とする貨物であることが税關に指摘され申告を撤回した場合）。ただし、単なる誤記又は記入漏れその他の明らかに単純な誤りに起因する場合を除く。</li> <li>— 過去3年間に外国為替及び外国貿易法第48条《輸出の許可等》の規定に違反して処罰されたこと。</li> </ul> <p><input type="checkbox"/> 輸出者が新規に貨物を輸出する場合でないこと。</p> <p><input type="checkbox"/> 複数輸出者に係る貨物が同一コンテナーに詰め込まれるものでないこと。</p> <p><u>二 (5)の規定により本制度の適用を中止した輸出者について、その中止の日から1年が経過していること。</u></p> <p><u>(2) (省略)</u></p> <p><u>(3) 輸出申告の際の添付書類</u></p> <p>コンテナー扱いによる貨物の輸出申告に際しては、上記(2)の税關から返付を受けたコンテナー扱い申出書を通關部門に添付又は提示させるものとする。</p> <p>また、公認検査機関又は税關長が認めた通關業者が当該貨物の品名、数量、記号、コンテナー番号、封印番号等税關が通關審査上必要と認める事項の確認及び施封を行い、これらの事項が記載され当該確認を行った者が証明した書面を輸出申告書に添付した場合は、審査・検査の参考とする。</p> <p>なお、異なる種類の貨物が同一コンテナー内に詰め込まれている場合には、税關がその必要がないと認めた場合を除き、積付けの状態を示す書類を併せて添付させるものとする。</p>	<p>(輸出貨物のコンテナー扱い)</p> <p>67 - 1 - 20 コンテナーを利用して輸出（積戻しを含む。以下この項において同じ。）される貨物をコンテナーに詰めたまま輸出申告し、許可を受ける場合の取扱い（以下この項において「コンテナー扱い」という。）は、次による。</p> <p><u>(1) コンテナー扱いを認める条件</u></p> <p>コンテナー扱いは、次に掲げる各条件を満たす貨物で、検査の必要性が少なく、かつ、検査を実施する場合に支障がないものについて認めるものとする。</p> <p><u>1 当該貨物の輸出者及びその代理人が通關手続上十分な知識及び信用を有すると認められること。</u></p> <p><input type="checkbox"/> 複数輸出者に係る貨物が同一コンテナーに詰め込まれるものでないこと。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該貨物が港頭地区においてコンテナーに詰め込まれるものでないこと。ただし、やむを得ない特別の事情があると税關が認めた場合はこの限りでない。</p> <p><u>二 当該貨物のコンテナーへの詰込みに際し、税關長が認めた公認検査機関により品名、数量等の確認及び施封が行われるものであること。</u></p> <p><u>(2) (同左)</u></p> <p><u>(3) 輸出申告の際の添付書類</u></p> <p>コンテナー扱いによる貨物の輸出申告に際しては、上記(2)の税關から返付を受けたコンテナー扱い申出書を通關部門に提示するとともに、当該貨物の品名、数量、記号、コンテナー番号、封印番号等税關が通關審査上必要と認める事項を記載した書面で上記(1)の二の確認を行った者が証明したものを輸出申告書に添付するものとする。</p> <p>なお、異なる種類の貨物が同一コンテナー内に詰め込まれている場合には、税關がその必要がないと認めた場合を除き、積付けの状態を示す書類を併せて提出させるものとする。</p> <p><u>(4) コンテナー詰め貨物の証明者の特例</u></p> <p>上記(1)の二の確認、施封及び(3)の証明は、税關長が認めた公認検査機関によることを原則とするが、同一種類の貨物が恒常に輸出される場合等で通關審査上支障</p>

新旧対照表

新	旧
(4) コンテナー扱い貨物の検査 コンテナー扱いを認めた貨物の検査は、輸出者、貨物の種類、詰込み確認者等を勘案し、必要に応じ行うものとする。	がないと認められる場合には、輸出者、製造者等で税関が適当と認めた者が行つても差し支えないものとする。
(5) コンテナー扱いの適用中止 <u>輸出者が上記(1)に定める本制度を認めるための条件を充足しないこととなったとき又はコンテナー扱いを認めた貨物について重大な事故が発見された場合には、本制度の適用中止など必要な是正措置を講ずるものとする。</u>	(5) コンテナー扱い貨物の審査及び検査 コンテナー扱いを認めた貨物の <u>審査及び検査</u> については、輸出者、貨物の種類、詰込み確認者等を考慮し、できるだけ簡略な方法により行うこととする。
67 の 2 - 1 - 1 ~ 75 - 1 - 2 (省略)  第 2 節 特殊輸出通関 (省略)  第 3 節 一般輸入通關	(6) コンテナー扱いの適用中止 コンテナー扱いを認めた貨物について重大な事故が発見された場合には、必要な是正措置(じ後のコンテナー扱いの停止を含む。)を講ずるものとする。  67 の 2 - 1 - 1 ~ 75 - 1 - 2 (同左)  第 2 節 特殊輸出通關 (同左)  第 3 節 一般輸入通關
67 - 3 - 1 ~ 67 - 3 - 8 (省略)  (事前検査) 67 - 3 - 9 次の(1)に掲げる場合に該当するときは、便宜(2)及び(3)の要領により輸入申告の前に検査を行うことができるものとする(以下この項及び次項においてこの検査を「事前検査」という。)  (1) (省略) (2) 事前検査は、仕入書、包装明細書等の関係書類の提出を求めて行うものとする。 (3) 事前検査を行った貨物について輸入申告が行われた場合には、その申告に係る貨物の検査は、輸入者等を勘案し、必要に応じ行うものとする。	67 - 3 - 1 ~ 67 - 3 - 8 (同左)  (事前検査) 67 - 3 - 9 次の(1)に掲げる場合に該当するときは、便宜(2)及び(3)の要領により輸入申告の前に前記 67 - 3 - 8 (輸入検査の種類)に規定する検査を行うことができるものとする(以下この検査を「事前検査」という。) (1) (同左) (2) 検査はできるだけ関係書類の提出を求めて行う。 (3) 事前検査の結果に基づいて輸入申告がなされた場合には、その申告に係る貨物の検査は原則として省略する。